

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第44期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社フジタコーポレーション
【英訳名】	FUJITA CORPORATION Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 大輔
【本店の所在の場所】	北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
【電話番号】	0144(34)-1111
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 清作
【最寄りの連絡場所】	北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
【電話番号】	0144(34)-1111
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 清作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第3四半期 累計期間	第44期 第3四半期 累計期間	第43期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	3,058,043	3,004,919	4,171,023
経常損失 (千円)	139,249	38,484	144,610
四半期(当期)純損失() (千円)	184,365	60,931	215,262
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	700,740	781,569	779,872
発行済株式総数			
普通株式 (株)	1,921,500	2,413,500	2,401,500
A種優先株式 (株)	100,000	100,000	100,000
純資産額 (千円)	82,483	12,834	44,621
総資産額 (千円)	3,029,906	2,992,486	3,109,598
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	99.50	25.87	113.25
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額			
普通株式 (円)	-	-	-
A種優先株式 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.7	0.4	1.4

回次	第43期 第3四半期 会計期間	第44期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	45.20	6.91

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

重要事象等について

当社は、2014年4月に策定した経営改善計画に基づき、不採算店舗及び事業からの撤退や業態変更を進め、店舗及び事業の整理に一定の目途がついたことから、慎重な判断のもと、新規出店、業態変更、大規模改装等に少しずつシフトし、店舗数及び事業規模の回復を図ってまいりました。

2019年4月より始めました新たな経営改善計画においては、2016年3月に株式会社アスラポート・ダイニング（現 株式会社JFLAホールディングス）と締結した「業務資本提携契約」をもとに、共同事業として進めてまいりました。当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイザー事業、また、「らーめんおっぺしゃん」並びにタピオカドリンク専門店「瑪蜜黛（モミトイ）」の北海道・東北地区のエリアフランチャイザー事業の拡大、更に既存又は新規業態の新たな店舗展開の双方で収益を確保することで収益体質を確立してまいります。

当第3四半期累計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業要請や営業時間短縮等により、売上高3,004,919千円となり前年同四半期に比べ1.7%減少し、営業損失105,616千円、四半期純損失60,931千円を計上し、厳しい経営環境で推移しております。また、当社の有利子負債は2,458,432千円と総資産の82.2%を占め、手元流動性に比して高水準にあるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該重要事象等を解消すべく、事業面及び資金面において対応策を講じております。

事業面におきましては、期間限定商品やサービスの訴求、スマートフォンアプリやクーポンを使用した効率的な販売促進活動による収益確保と販売管理費及び設備投資の抑制等のコスト削減を両立し、収益力の強化に努めてまいります。当社のオリジナルブランドであり、フランチャイザーとして加盟店展開しております「かつてん」の積極的な加盟開発及び加盟店出店を進め、フランチャイザー事業を当社の収益の柱となる事業へと成長させてまいります。また、株式会社JFLAホールディングスと締結した「業務資本提携契約」により、飲食事業、卸売事業、製造・販売事業を組み合わせた販売コスト削減及び新規事業展開を進めてまいります。

また、2021年7月に北海道寿都郡黒松内町の「黒松内町特産物手づくり加工センター（トワ・ヴェール）」の指定管理者に指定され、10月より当該施設においてチーズ、ハム、ベーコン、アイスクリームの製造、加工及び販売を担うこととなりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の業績に与える影響は大きく、今後の消費活動の見通し等は依然として不透明であり、財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響を合理的に算出することが困難な状況が継続しております。当社はこの状況下において、顧客や従業員の健康面の安全に万全な対策を講じるとともに、来店客数の減少に伴う売上高減少への対策として、テイクアウトやデリバリーサービスに今後とも注力し、資金の流出を最小限にしながら収益の改善に努めてまいります。

資金面におきましては、当社の主力取引銀行の支援のもと、取引金融機関に対し、長期借入金元本返済の更なる緩和要請を行い、当面の返済猶予について同意を得ております。また、新型コロナウイルス感染症による今後の資金面に与える影響に関しても、主力取引銀行と適時状況と情報を共有しており、今後の状況変化に応じた柔軟な支援体制を得られる見込みであります。

当該金融支援及び事業遂行により財務体質の改善を図ってまいります。

なお、当第3四半期会計期間末において、12,834千円の債務超過となりました。当該債務超過の解消に向けて、2021年12月6日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による「第6回新株予約権（行使価額修正条付）」の発行を決議しております。当該新株予約権は本報告書開示時点において、第6回新株予約権の一部について権利行使され、債務超過の解消に向けた資本政策を実施しております。

これらの具体的な対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第3四半期累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会経済活動が大幅に制限されたことにより急速に減速したものの、ワクチン接種率の上昇及び感染者数の減少に伴って段階的に制限が緩和され、10月末にはすべての宣言・要請等が終了し収束に向かっておりましたが、オミクロン株の感染が急激に拡大しており、先行き不透明な状況であります。

当社が属する飲食業・小売業におきましては、新型コロナウイルス感染症による休業要請や営業時間短縮等の影響が非常に大きく、更に食材等の高騰の影響もあり厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況のもと、新型コロナウイルス感染症に対する当社の取組みとして、お客様と従業員の感染防止を最優先とし、店頭及び従業員用のアルコールの設置、従業員の出勤時の検温などの健康管理、手洗いの徹底やマスクの着用、店内の定期的な換気を徹底するとともに、飛沫感染防止のためのビニールシートやパーテーションの設置等の感染防止策を全店舗に講じました。また、運営面におきましては、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイズ加盟店募集・出店をするフランチャイザー業務、当社の既存店舗に新規デリバリー事業であります「デリズ」を組み込む方式や各業態の店舗でデリバリーサービスを開始するなど、コロナ禍における厳しい経営環境を乗り切るための事業展開を模索・実行してまいりました。

当第3四半期会計期間より、北海道寿都郡黒松内町の「黒松内町特産物手づくり加工センター（トワ・ヴェール）」の指定管理者として、チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリームの製造、加工及び販売を開始いたしました。

当第3四半期会計期間末における当社の展開業態及び稼働店舗は16業態、稼働店舗は64店舗（前年同四半期末、15業態68店舗）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、当第3四半期累計期間の業績は、売上高3,004,919千円（前年同四半期比1.7%減）、営業損失105,616千円（前年同四半期、営業損失127,293千円）、経常損失38,484千円（前年同四半期、経常損失139,249千円）、四半期純損失60,931千円（前年同四半期、四半期純損失184,365千円）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

a. 飲食部門

当第3四半期累計期間における飲食部門におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する取組みを徹底しつつ、テイクアウトやデリバリーなどの店内飲食以外の対応を強化するとともに、フランチャイジー事業はフランチャイズ本部主導の新商品の投入や販売促進活動を、オリジナルブランド事業は季節限定商品の開発及び販売を継続し、LINE等で特定商品を訴求することで客単価増やリピート顧客の獲得、売上回復に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症対策としてお客様と従業員との接触機会を減らす試みとして、一部店舗でスマートフォンでのオーダーシステムを導入しました。

飲食部門の当第3四半期会計期間末の店舗数は、前年同四半期に比べ4店舗減の61店舗となりました。当第3四半期累計期間の売上高は2,777,472千円（前年同四半期比1.3%増）、セグメント損失90,985千円（前年同四半期セグメント損失102,906千円）となりました。

b. 物販部門

当第3四半期累計期間における物販部門におきましては、飲食部門と同様に新型コロナウイルス感染症に対する取組みを徹底しつつ、フランチャイズ本部主導によるスマートフォンのアプリやLINE等を使用した販売促進活動に加えて、来店顧客向けの店内イベント開催や、季節商品訴求のための売場づくりを行って、季節やイベントに合わせた商品提案を定期的に変更してまいりました。

物販部門の当第3四半期会計期間末の店舗数は前年同四半期と同数の3店舗となり、当第3四半期累計期間の売上高は175,777千円（前年同四半期比44.4%減）、セグメント損失24,940千円（前年同四半期セグメント損失24,387千円）となりました。

c. その他

当第3四半期会計期間より、トワ・ヴェールの指定管理者業務が本格的に始まり、チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリームの製造、加工及び販売をスタートいたしました。

当第3四半期累計期間の売上高は51,669千円（前年同四半期比-）、セグメント利益10,310千円（前年同四半期-）となりました。

財政状態の状況

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は888,048千円となり、前事業年度末に比べ15,584千円減少いたしました。これは主に売掛金が68,946千円増加したものの、現金及び預金が104,525千円減少したこと等によるものであります。固定資産は2,104,437千円となり、前事業年度末に比べ101,527千円減少いたしました。これは主に有形固定資産が75,177千円、投資その他の資産が22,782千円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は2,992,486千円となり、前事業年度末に比べ117,111千円減少いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は706,876千円となり、前事業年度末に比べ42,427千円減少いたしました。これは主にその他が32,796千円減少したこと等によるものであります。固定負債は2,298,445千円となり、前事業年度末に比べ17,227千円減少いたしました。これは主にその他が14,247千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は3,005,321千円となり、前事業年度末に比べ59,655千円減少いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は12,834千円となり、前事業年度末に比べ57,456千円減少いたしました。これは主に四半期純損失60,931千円等によるものであります。

この結果、自己資本比率は0.4%(前事業年度末は1.4%)となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としましては、市場動向、原材料価格動向、人材の確保等があります。

市場動向については、当社が属する飲食業界、小売業界においては、多くの同業他社との競争が今後も続くことが予想されることから、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況で推移するものと認識しております。当社が市場動向リスクに対し、迅速かつ適切な経営判断をすることにより、事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、経営基盤安定及び強化を図るとともに、業務執行体制の簡素化・高度化を目指しております。

原材料価格の動向については、当第3四半期会計期間末現在、当社の売上高の92.4%を占める飲食事業に関わることから、経営成績に与える影響が非常に大きく、原材料価格の上昇を最小限に抑える必要があります。このため、業態横断的に使用する食材については、年間契約等により安定した価格で仕入できるように取り組んでおります。

人材の確保については、当社だけではなく、あらゆる方面で直面している問題でもあります。人材の確保だけではなく、育成・強化していく必要があります。人材の定着が店舗収益の安定に繋がることから、多様な働き方を検討・提案していくことが必要不可欠であると認識しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業や営業時間の短縮等により、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金需要

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、原材料仕入、人件費、地代家賃等の一般管理費等があります。また、設備資金需要としては、新規出店及び改装等に係る設備投資のほか、既存店舗の修繕費等の維持管理費等があります。

財政政策

当社の事業活動の維持に必要な資金は、内部資金及び第三者割当増資により資金調達をしております。

当社の有利子負債は当第3四半期会計期間末現在2,458,432千円と総資産の82.2%を占め、手元流動性に比して高水準であるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。そのため、設備投資費用の全額を内部資金で賄うため、設備投資には慎重を期しております。また、当第3四半期会計期間末現在における現金及び現金同等物の残高は451,096千円となっております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,606,000
A種優先株式	100,000
計	9,706,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,413,500	2,481,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	100,000	100,000	非上場	単元株制度は採用 していません (注)
計	2,513,500	2,581,500	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年2月5日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

優先期末配当金

当社は、毎年3月31日現在のA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に2.0%を乗じて算出した額の金銭(以下「優先期末配当金」という。)を支払う。但し、同事業年度中に定められた基準日に剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

累積事項

ある事業年度において、A種優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当額が優先期末配当金の額に達しないときは、当該不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、当該事業年度以降に係る普通株主に先立ち、A種優先株主に対して配当を行う。

非参加条項

当社は、A種優先株主に対し、優先期末配当金の額を超えて配当財産を交付しない。

(2) 金銭を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引き換えに、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会の決議で必要に応じて適切に調整することができる。)を乗じて得られる額の金銭を交付する。

取得請求期間

2019年4月1日以降、毎年、6月、9月、12月又は3月の最終の営業日を取得請求日とする。

取得価額

10,000千円単位を目安とする。

(3) 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種優先株式の発行後、当社取締役会の決議で別に定める日が到来したときは、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社はA種優先株式を取得すると引き換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会の決議で必要に応じて適切に調整することができる。）の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、比例按分の方法により、当社の取締役会が決定する。

(4) 議決権条項

議決権の有無

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において一切の議決権を有しない。
会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

A種優先株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(5) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間に会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年12月6日
新株予約権の数(個)	600,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 289 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年12月23日から2022年12月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、1個未満に分割して行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2021年12月22日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は600,000株、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(次項(2)に定義する。)が修正されても変化しない(但し、次項(4)に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

本新株予約権の行使価額は、2021年12月23日に初回の修正がされ、以後3取引日(以下に定義する。)毎に修正される。取引日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して3取引日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ3連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(本項(4)に定義する。))を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

また、いずれかの価格算定期間内に調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。

修正の頻度

行使価額は、3取引日毎に修正される。

(3) 行使価額の下限及び本新株予約権割当株式数の上限

行使価額の下限 158円

本新株予約権割当株式数の上限 600,000株(普通株式の発行済株式総数の24.98%)

(4) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

(本項(3)記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額) 95,310,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

- (5) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により残存する本新株予約権の全部を取得することができない条項が設けられている。
- (6) 権利の行使に関する事項について割当先との間で締結している取決めの内容
- 行使コミット条項
- a. コミット条項
- 割当先であるEVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、2022年12月22日（当日を含みます。）までの期間（以下「全部コミット期間」といいます。）に、EVO FUNDが保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットします。
- また、EVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、2022年3月31日（当日を含みます。）までの期間（以下「部分コミット期間」といいます。）に、150,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットします。
- b. コミットの消滅
- 部分コミット期間中において、行使コミットの対象となる期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する発行会社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合、当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合、取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずのものとする。）、EVO FUNDに起因する場合を除き、本新株予約権の行使ができない場合のいずれかの事由（以下「コミット消滅事由」といいます。）が5回を超えて発生した場合（ただし、同一の取引日において、複数のコミット消滅事由に該当する場合であっても、コミット消滅事由は1回発生したものとします。以下同様です。）、部分コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット消滅事由が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。
- なお、これらのコミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。
- 行使制限措置
- a. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を行わないこと。
- b. EVO FUNDは、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、第4回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- c. EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (7) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取り決め内容
該当事項はありません。
- (8) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と会社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社の業務資本提携先であり、大株主である株式会社JFLAホールディングスは、その保有する当社普通株式について、EVO FUNDへの貸株を行っております。EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。
- (9) その他投資者の保護を図るため必要な事項
本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。但し、EVO FUNDが、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

2. 本新株予約権の行使の払込金額の内容は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初289円とする。
- (3) 行使価額は、2021年12月23日に初回の修正がされ、以後3取引日毎に修正される。行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
- (4) 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、次号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- e. 本号a.乃至c.の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号a.乃至c.の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- a. 1円未満の端数を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合にはその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割又は株式無償割当の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、調整後の行使価額を初めて適用する日が行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、株式分割又は株式無償割当による株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	第3四半期会計期間 (2021年10月1日から 2021年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	12,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	600,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	282
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	3,394
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	12,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	600,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	282
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	3,394

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準 備金増 減額 (千円)	資本準 備金残 高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日 (注1)	普通株式 12,000 A種優先株式 -	普通株式 2,413,500 A種優先株式 100,000	1,697	781,569	1,697	441,119

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2022年1月1日から2022年2月4日までの間に、新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式総数が68,000株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ7,839千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 100,000	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,400,200	24,002	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	2,501,500	-	-
総株主の議決権	-	24,002	-

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、清明監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.2%
売上高基準	1.2%
利益基準	8.7%
利益剰余金基準	0.4%

利益基準は一時的な要因で高くなっておりますが、重要性はないものと認識しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	555,622	451,096
売掛金	196,969	265,916
商品及び製品	15,016	21,118
仕掛品	-	1,969
原材料及び貯蔵品	45,553	63,143
その他	90,471	84,804
流動資産合計	903,633	888,048
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	845,272	787,543
工具、器具及び備品(純額)	103,427	90,378
土地	503,627	503,627
その他(純額)	28,072	23,673
有形固定資産合計	1,480,400	1,405,222
無形固定資産	158,911	155,344
投資その他の資産		
投資有価証券	34,629	32,278
長期前払費用	11,757	9,729
敷金及び保証金	492,226	474,513
その他	37,011	36,319
貸倒引当金	8,971	8,971
投資その他の資産合計	566,652	543,869
固定資産合計	2,205,964	2,104,437
資産合計	3,109,598	2,992,486
負債の部		
流動負債		
買掛金	184,601	181,984
短期借入金	279,911	279,911
未払法人税等	24,245	20,712
資産除去債務	2,800	-
店舗閉鎖損失引当金	4,128	3,447
その他	253,617	220,820
流動負債合計	749,304	706,876
固定負債		
長期借入金	2,177,825	2,174,825
資産除去債務	18,933	18,953
その他	118,913	104,666
固定負債合計	2,315,672	2,298,445
負債合計	3,064,976	3,005,321

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	779,872	781,569
資本剰余金	439,422	441,119
利益剰余金	1,173,673	1,234,605
自己株式	53	53
株主資本合計	45,567	11,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	946	1,364
評価・換算差額等合計	946	1,364
新株予約権	-	499
純資産合計	44,621	12,834
負債純資産合計	3,109,598	2,992,486

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	3,058,043	3,004,919
売上原価	1,192,423	1,175,346
売上総利益	1,865,620	1,829,573
販売費及び一般管理費	1,992,913	1,935,189
営業損失()	127,293	105,616
営業外収益		
受取利息	87	40
受取配当金	1,046	1,018
不動産賃貸料	124,861	121,390
受取保険金	1,071	2,247
受取給付金	-	186,315
その他	5,915	568
営業外収益合計	132,982	211,580
営業外費用		
支払利息	43,579	41,801
不動産賃貸原価	97,674	94,796
その他	3,684	7,851
営業外費用合計	144,938	144,449
経常損失()	139,249	38,484
特別利益		
資産除去債務戻入益	4,889	2,800
店舗閉鎖損失引当金戻入額	1,919	68
助成金収入	25,636	219,546
固定資産売却益	7,668	250
固定資産受贈益	29,374	-
新株予約権戻入益	362	-
特別利益合計	49,849	22,664
特別損失		
固定資産除却損	5,640	1,743
店舗閉鎖損失	29,786	11,313
契約解除損失	32,610	-
減損損失	-	1,900
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	3,447
新型コロナウイルス感染症による損失	311,749	311,892
特別損失合計	79,786	30,296
税引前四半期純損失()	169,186	46,116
法人税、住民税及び事業税	15,179	14,815
法人税等合計	15,179	14,815
四半期純損失()	184,365	60,931

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受けとると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

代理人取引に係る収益認識

販売受託契約に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、代理人に該当する取引として、純額で収益を認識する方法に変更しております。

他社ポイントプログラムに係る収益認識

他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は56,626千円減少し、売上原価は54,619千円減少し、販売費及び一般管理費は2,006千円減少しております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)に記載した、新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

- 1 受取給付金
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う営業時間短縮要請の適用を受けたものであります。
- 2 助成金収入
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業支援助成金等の制度の適用を受けたものであります。
- 3 新型コロナウイルス感染症による損失
新型コロナウイルス感染症に対する政府・自治体により発せられた緊急事態宣言による休業要請期間中に店舗で発生した固定費等を計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	112,464千円	95,006千円
のれんの償却額	2,029	2,029

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
当社は、2020年6月にEVO FUNDから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ41,503千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が700,740千円、資本剰余金が360,289千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
当社は、2021年12月にEVO FUNDから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ1,697千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が781,569千円、資本剰余金が441,119千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	飲食	物販	合計
売上高			
外部顧客への売上高	2,741,712	316,330	3,058,043
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	2,741,712	316,330	3,058,043
セグメント損失()	102,906	24,387	127,293

(注)セグメント損失()は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	飲食	物販	その他	合計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	2,777,472	175,777	51,669	3,004,919
外部顧客への売上高	2,777,472	175,777	51,669	3,004,919
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	2,777,472	175,777	51,669	3,004,919
セグメント利益又は損失()	90,985	24,940	10,310	105,616

(注)セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期会計期間より、食品製造加工業の開始に伴い、報告セグメントを従来の「飲食部門」及び「物販部門」の2区分から、「飲食部門」、「物販部門」及び「その他」の3区分に変更し、当該業務に係る損益はその他に区分しております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、第1四半期会計期間の期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に变更しております。

この結果、収益認識基準適用前と比べて、当第3四半期累計期間におけるセグメントごとの売上高は、飲食事業で2,006千円、物販事業で54,619千円それぞれ減少しております。なお、これによるセグメント利益又は損失への影響はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「飲食部門」セグメントにおいて、閉店した店舗の固定資産について減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間においては1,900千円であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	99円50銭	25円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	184,365	60,931
普通株主に帰属しない金額(千円) (うち優先配当額(千円))	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	185,865	62,431
普通株式の期中平均株式数(株)	1,868,076	2,401,465
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2020年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権 第4回新株予約権 新株予約権の数 280,000個 (普通株式 280,000株) 第5回新株予約権 新株予約権の数 200,000個 (普通株式 200,000株)	2021年12月6日開催の取締役会決議による新株予約権 第6回新株予約権 新株予約権の数 600,000個 (普通株式 600,000株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権の権利行使

2022年1月1日から2月4日までの間に、EVO FUNDが保有する第6回新株予約権について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりです。

1. 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 600,000株
2. 行使された新株予約権個数 68,000個
3. 発行価額の総額 15,679千円
4. 増加した資本金の額 7,839千円
5. 増加した資本準備金の額 7,839千円

この結果、2022年2月4日における資本金は789,409千円、発行済株式総数は普通株式2,481,500株となっております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 倉 隆 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 間 昭
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジタコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーションの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
 - ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は本社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。